

会 議 録

会議名 (審議会等名)		大野南地区まちづくり会議(第2回全体会)				
事務局 (担当課)		大野南まちづくりセンター 電話042-749-2217(直通)				
開催日時		令和元年6月4日(火) 午後2時~午後3時				
開催場所		南区合同庁舎 3階 講堂				
出席者	委員	22人(別紙のとおり)				
	その他	0人(別紙のとおり)				
	事務局	4人				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合、その理由						
会議次第		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 (1) 大野南地区まちづくり会議について (2) 自己紹介 (3) 大野南地区まちづくり会議役員の改選について (4) 大野南地区まちづくり懇談会について (5) 地域活性化事業交付金の概要について (6) 各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について (7) 2019年度まちづくり会議の開催日程について (8) その他				

経 過

主な内容は次のとおり。(〃 は委員の発言、 〃 は事務局の発言)

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 大野南地区まちづくり会議について

資料に基づき、事務局より説明を行った。

《主な意見・質疑等》

特になし。

(2) 自己紹介

委員、事務局職員の自己紹介を行った。

(3) 大野南地区まちづくり会議役員の改選について

大野南地区まちづくり会議会則及び資料 2 に基づき、事務局から説明を行い、令和元年度役員が次のとおり選出・承認された。

役職	氏名	団体名	選出区分
会長	大木 恵	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	有泉 健一	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	中島 千尋	大野南地区社会福祉協議会	保健・福祉・医療
副会長	速水 俊裕	学校法人相模女子大学	教育・文化
副会長	斎藤 誠	相模大野北口商店会	産業・経済

(4) 大野南地区まちづくり懇談会について

資料に基づき、事務局より説明を行った。

報道で市長は全てのまちづくり懇談会に出席すると発表されたが、現時点で市民協働推進課より、今年度の実施要領が示されていないため、昨年度ベースの資料になる旨、注意されたい。

《主な意見・質疑等》

昨年は、防災と教育・子育てをテーマにする予定であったが、伊勢丹相模原店閉店の発表を受けて、急遽、教育・子育てのテーマではなく、伊勢丹相模原店の問題について扱った。このため、今年度は教育・子育て問題をテーマ

に扱う予定である。

先日、市自治会連合会総会後のレセプションにおける新市長との会話の中で、近日中に伊勢丹側と面会することになっているという報告を受けた。

(5) 地域活性化事業交付金の概要について

資料に基づき、事務局より説明を行った。

《主な意見・質疑等》

特になし。

(6) 各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について

・ 学校法人相模女子大学

来年の4月から専門職大学院を開設予定。

・ 相模大野北口商店会より

7月27日と7月28日にコリドー通りでプレもんじえが開催される。

8月24日と8月25日にもんじえ祭りが開催される。

・ 大野南地区社会福祉協議会より

6月29日に福祉講座の健康体操が開催される。

7月30日に子ども福祉映画会で「ベイブ」が放映される。

・ ボーノ会より

8月18日に盆踊り大会を開催する予定。

・ 相模原市立大野南公民館

6月9日に大野南市民健康まつりが開催される。

・ 相模原市立上鶴間公民館

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成のため、特にパラリンピックの車椅子バスケットボールとボッチャに力をいれていく。

・ 大野南地区自治会連合会

谷口自治会主催で6月9日に球技大会が、7月27日に盆踊りと花火大会が開催される。

7月7日に谷口自治会の町内会でバーベキュー大会が開催される。

・事務局より

こども家庭課より、伊勢丹相模原店内にある「子育て広場たん」とが相模大野中央公園内に移転すると報告があった。

伊勢丹相模原店の通路が通れなくなると、公園に行きにくくなるので、閉店後も通れるようにしてほしい。

伊勢丹閉店後のアクセス方法について、こども家庭課は考えているのだろうか。移転場所については、総合的な判断によるものだと思うが、頂いた御意見は担当課に伝えておく。

(7) 2019年度まちづくり会議の開催日程について

資料に基づき、事務局より説明を行った。

《主な意見・質疑等》

特になし。

(8) その他

伊勢丹相模原店閉店の問題も大事だが、子どもの問題も重要なので、引き続き議論していきたい。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、警察の人手が不足しているという話を聞いているため、注意していきたい。

大野南地区まちづくり会議委員出欠席名簿

(出席者22名 欠席者3名)

番号	団体名	団体での役職	氏名	出欠席
1	大野南地区自治会連合会	会長	大木 恵	出席
2		副会長	古木 幸一	出席
3		副会長	渋谷 典彦	出席
4		副会長	瀬戸 量平	出席
5		前会長	有泉 健一	出席
6	大野南地区社会福祉協議会	会長	中島 千尋	出席
7	大野南地区民生委員児童委員協議会	会長	青木 智野	出席
8	女子大通り商工振興会	副会長	平 登志恵	出席
9	相模大野北口商店会	会長	斎藤 誠	出席
10	相模大野銀座商店街振興組合	副理事長	岩間みのる	出席
11	相模大野南新町商店街振興組合	理事長	岩井 大輔	出席
12	ポーノ会	役員	田中 修	出席
13	医療法人社団仁恵会黒河内病院	事務局長	後藤 一郎	出席
14	相模原市立谷口台小学校PTA	会長	山本 欽章	欠席
15	相模原市立南大野小学校PTA	会長	中山 有理	出席
16	相模原市立谷口中学校PTA	会長	池永千寿子	出席
17	学校法人相模女子大学	理事(事務局長)	速水 俊裕	出席
18	大野南地区老人クラブ連合会	副会長	畠山 秀美	欠席
19	相模原市立大野南公民館	館長	中村 洋子	出席
20	相模原市立上鶴間公民館	館長	稲毛 易子	出席
21	大野南地域包括支援センター	管理者	田中 宣行	出席
22	上鶴間地域包括支援センター	管理者	今井 英子	出席
23	経験有識者		新村 玲子	出席
24	公募		宗形 貴介	出席
25	公募		吉田 涼夏	欠席

大野南地区まちづくり会議 第2回全体会 次第

日 時 令和元年6月4日(火)
午後2時から
場 所 南区合同庁舎 3階 講堂

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 大野南地区まちづくり会議について.....資料1
- (2) 自己紹介
- (3) 大野南地区まちづくり会議役員の改選について.....資料2
- (4) 大野南地区まちづくり懇談会について.....資料3
- (5) 地域活性化事業交付金の概要について.....資料4
- (6) 各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について
- (7) 2019年度まちづくり会議の開催日程について.....資料5
- (8) その他

今後のまちづくり会議開催予定

第3回全体会：8月 2日(金)午後2時 南区合同庁舎 3階 講堂

第4回全体会：9月10日(火)午後2時 南区合同庁舎 3階 講堂

大野南地区まちづくり会議について

1 まちづくり会議とは

地域において公共的な活動をしている団体等が、各地区の「地域力」を高めるため、地域資源の発見、課題解決、魅力づくり、行政に対する要望のとりまとめなどについて話し合い、自主的・自立的なコミュニティ形成に資する活動を構成団体等が協働して行うための会議体です。

2 主な役割

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整 など

3 設立年月日

平成22年4月20日

4 平成30年度の取り組み(主なもの)

(1) 大野南地区まちづくり会議(全12回)

ア 地域活性化事業交付金について

7件の交付申請の交付決定にあたり、事業内容等について意見交換を行った。

イ 要望活動について

まちづくり会議で地域課題について意見交換・情報共有した結果、次の2つの事項について地域要望として関係機関へ要望書を提出した。

- ・谷口歩道橋の撤去に係る要望について(平成30年6月26日付)
提出先：相模原市長(南土木事務所)
- ・伊勢丹相模原店の営業終了等に伴う対応について(平成31年3月22日付)
提出先：株式会社三越伊勢丹ホールディングス

ウ 次期総合計画及び都市計画マスタープランの策定に向けた検討について

全12回のまちづくり会議のうち、5回の会議でグループワーク等を実施し、地域課題の把握と対応方策についてとりまとめ、平成30年9月に「次期総合計画・都市計画マスタープラン 大野南地区まちづくり会議報告書」を作成した。

(2) 大野南地区まちづくり懇談会

まちづくり会議の委員と市が意見交換や情報共有をしながら、地区のまちづくりを協働して考え、住みよいまちづくりを推進するため、次の議題について懇談会を開催した。

【日時・場所】

平成30年11月13日(火)午後7時から 南区合同庁舎 3階 講堂

【テーマ1】

テーマの概要：市の南の玄関口としての今後のあり方について

課題事項

- ・中心市街地としての都市機能を維持するための地域と行政の取組について

【テーマ2】

テーマの概要：地域防災力の強化につながる「災害発生前の公助」のあり方について

課題事項

- ・市民が身近に感じることができる危機管理体制の構築について
- ・共助の体制の強化に繋がる新たな補助制度の構築について

5 2019年度の主な取り組み

- (1) 地域課題の解決に向けた検討
- (2) 地区まちづくり懇談会の開催
- (3) 地域活性化事業交付金について など

役員の改選について

大野南地区まちづくり会議会則
 第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。
 (1) 会長 1名
 (2) 副会長 4名

大野南地区まちづくり会議申し合わせ事項

会長は大野南地区自治会連合会長が当たる。

副会長は委員選出団体を 自治会、 保健・福祉・医療、 教育・文化、 産業・経済の4つの分野に分け、各分野から1名選出する。

分野	構成団体	委員数
自治会	大野南地区自治会連合会	5
保健・福祉・医療	大野南地区社会福祉協議会 大野南地区民生委員児童委員協議会 大野南地区老人クラブ連合会 医療法人社団仁恵会黒河内病院 大野南地域包括支援センター 上鶴間地域包括支援センター	6
教育・文化	相模原市立鶴の台小学校 P T A 相模原市立鹿島台小学校 P T A 相模原市立新町中学校 P T A 学校法人相模女子大学 相模原市立大野南公民館 相模原市立上鶴間公民館	6
産業・経済	女子大通り商工振興会 相模大野北口商店会 相模大野銀座商店街振興組合 相模大野南新町商店街振興組合 ポーノ会	5

2019年度大野南地区まちづくり会議役員名簿

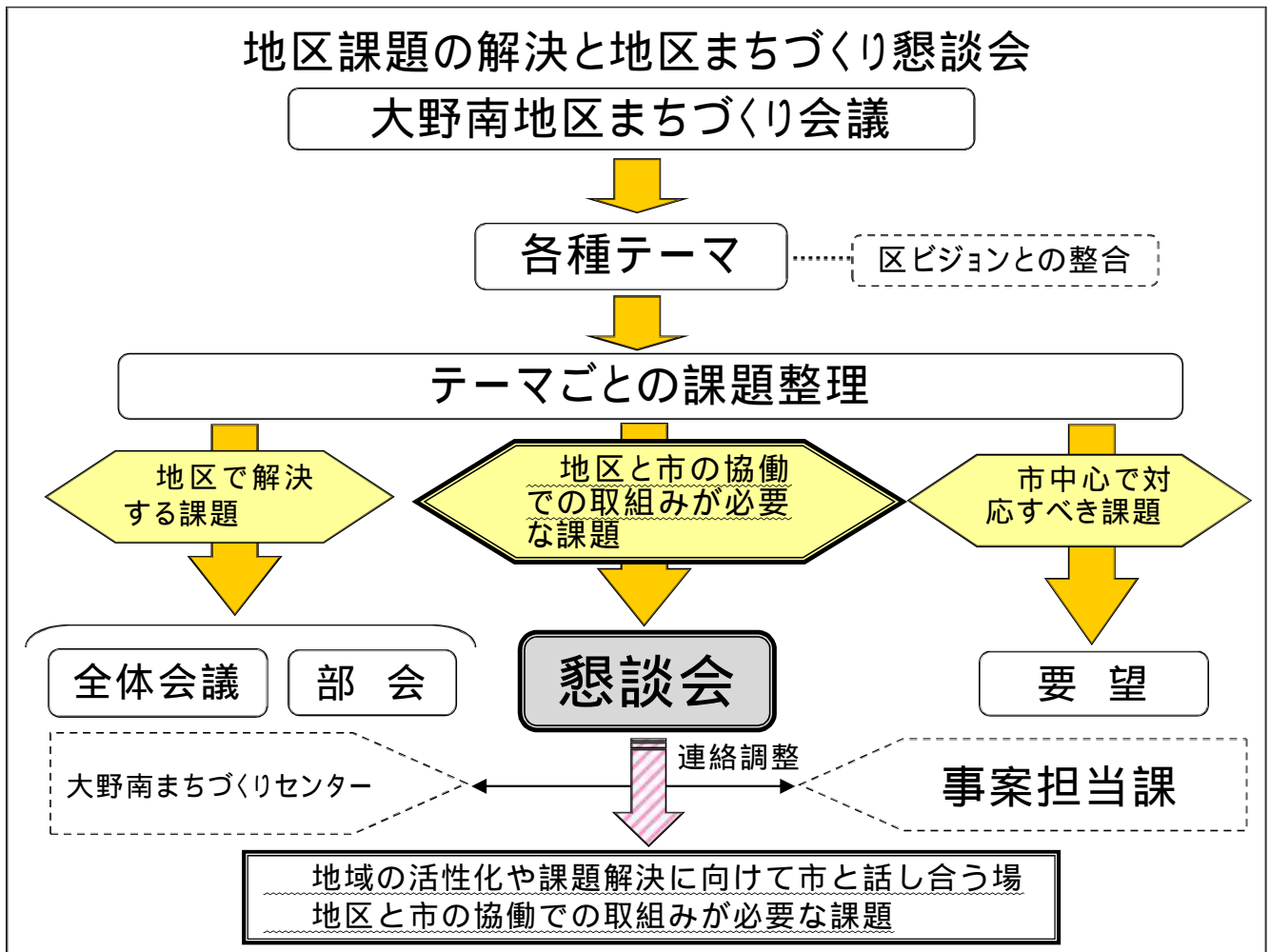
役職	氏名	団体名・役職	選出区分
会長			自治会
副会長			自治会
副会長			保健・福祉・医療
副会長			教育・文化
副会長			産業・経済

【参考】平成30年度大野南地区まちづくり会議役員名簿

役職	氏名	団体名・役職	選出区分
会長	大木 恵	大野南地区自治会連合会 会長	自治会
副会長	有泉 健一	大野南地区自治会連合会 前会長	自治会
副会長	中島 千尋	大野南地区社会福祉協議会 会長	保健・福祉・医療
副会長	速水 俊裕	学校法人 相模女子大学 理事	教育・文化
副会長	河内 文雄	女子大通り商工振興会 会長	産業・経済

2019年度 大野南地区まちづくり懇談会について

- 1 目的
まちづくり会議の委員と市が意見交換や情報共有をしながら、地区のまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを推進することを目的とする。
- 2 実施方法
大野南地区まちづくり会議と市の協働により開催する。
- 3 開催日等
日 時：令和元年11月8日（金）午後7時から（予定）
会 場：南区合同庁舎 3階 講堂
- 4 進行等
懇談会の進行等は、まちづくり会議の代表者が行う。開催時間は概ね2時間。
- 5 出席者
(1) 地区の出席者は、まちづくり会議委員と自治会長。
(2) 市側の出席者は、副市長、南区長、テーマに関連する局長又は部長。また、テーマ関連部署の課長及び職員並びにまちづくり会議事務局の職員も出席する。
- 6 懇談の内容
懇談の内容は、「地域防災」、「高齢者の見守り・子育て環境」、「防犯・交通安全」、「自然環境の保全」、「地域活性化」のほか、地域の課題や地域で取り組むべきこと。



参考

平成30年度

テーマ1：市の南の玄関口としての今後のあり方について

課題事項 中心市街地としての都市機能を維持するための地域と行政の取組について

テーマ2：地域防災力の強化につながる「災害発生前の公助」のあり方について

課題事項1 市民が身近に感じることができる危機管理体制の構築について

課題事項2 共助の体制の強化に繋がる新たな補助制度の構築について

平成29年度

テーマ1：その他「さらなるごみの減量化・資源化の推進と地域負担の軽減について」

課題事項1 収集回収の見直しの効果及び今後の減量化・資源化の推進方策について

課題事項2 ごみ集積所をめぐる様々な問題解決に向けて

テーマ2：その他「ふれあい広場の管理について」

課題事項1 高齢化が進む地域のまちづくり支援について

課題事項2 ふれあい広場の使用に伴う物損事故への対応について

平成28年度

テーマ1：地域防災「さらなる地域防災力の強化に向けた地域での取組について」

課題事項1 「共助」に対する市の支援について

課題事項2 「防災空白地帯」における防災対策や地域における避難所の設置について

テーマ2：高齢者の見守り・子育て環境「高齢者がいきいきと安心して暮らすことができるまちづくりについて」

課題事項1 高齢社会に向けた地域での環境づくりについて

課題事項2 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

課題事項3 民生委員・児童委員について

平成27年度

テーマ1：防犯・交通安全「安全・安心なまちづくりについて」

課題事項1 安全・安心まちづくり推進体制の強化について

課題事項2 自転車交通事故対策について

テーマ2：地域活性化「地域活動を推進する環境づくりについて」

課題事項1 皆で担うまちづくりの推進について

課題事項2 市民活動団体への活動の場の提供について

平成26年度

テーマ：地域の活性化「地域コミュニティの醸成について」

課題事項1 自治会加入促進と自治会未加入者の地域活動への参加について

課題事項2 マンション自治会の設立、住民の地域活動への参加について

課題事項3 災害時の地域コミュニティについて

平成25年度

テーマ：高齢者の見守り・子育て環境「高齢者の暮らしやすいまちづくりについて～高齢者の移動手段を中心に～」

課題事項1 高齢社会を見据えたコミュニティバスの運行について(1)

課題事項2 高齢社会を見据えたコミュニティバスの運行について(2)

課題事項3 神奈川中央交通バス「中和田循環」の路線拡張について

課題事項4 福祉的輸送手段について

課題事項5 企業の協力による買い物難民対策について

2019年度 地域活性化事業交付金について

(1) 趣旨

地域活性化事業交付金とは、より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民による自主的な事業に対して交付される交付金です。

(2) 対象事業

地区の活性化に資すると認められる次の事業に対し交付します。

地域の防災・防犯に関する事業

地域の保健・健康づくりの増進に関する事業

地域福祉の増進に関する事業

産業や観光の振興に関する事業

環境の保護・保全に関する事業

青少年の健全育成に関する事業

地域の文化・伝統の振興に関する事業

生涯学習に関する事業

地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業

区が推進する重点事業

その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業

地区の課題の解決に資すると認められる次の視点を持つ事業については、優先的に交付します。

自治会への加入促進

地域における公共的な活動の担い手育成

公共的な活動への参加者増加

地域の公共的な活動団体間の連携強化

まちづくり会議が提示した地域課題の解決

次の事業については、交付対象となりません。

政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業

交付申請を行う年度において、市が実施する他の補助制度等の対象となる事業

政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業

調査、研究を主たる目的とする事業。ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く。

第三者への事業促進を求める事業

前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないとする事業

(3) 申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う5人以上の構成員で組織される団体とします。

(4) 交付対象経費

交付金は、次の経費を交付対象とし、交付率は10分の10以内です。

事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等

事業を行う上で必要な食糧費（交付対象者の構成員に対するものを除く。）、

備品購入費、施設使用料、備品借上料等

事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等

事業を行う上で必要な委託費等

イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等

講演会等の講師に対する報償費

研修会の旅費等、研修に要する経費（交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。）

その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの

備品（物品等で1件1万円以上の財産）にかかる経費の交付率は、対象経費の3分の2以内となります。

(5) 事業の実施期間

事業実施期間は、2019年4月1日から翌年3月末です。また、同一の事業に継続して交付する場合には、原則として3年を限度とします（毎年度の申請・審査が必要です）。

(6) 審査・交付決定

事業内容等について地区まちづくり会議の意見を聞き、区が審査を行い、予算の範囲内で交付額を決定します。

2019年度 大野南地区まちづくり会議 役員会・全体会【開催日程】

回数	役員会 (午前10時から)		全体会 (午後2時から)	
	日程	会場	日程	会場
1	4月18日(木)	南区合同庁舎 4階 会議室2	4月25日(木)	南区合同庁舎 3階 講堂
2	5月28日(火)	南区合同庁舎 4階 会議室2	6月4日(火)	南区合同庁舎 3階 講堂
3	7月25日(木)	南区合同庁舎 4階 会議室1	8月2日(金)	南区合同庁舎 3階 講堂
4	9月3日(火)	南区合同庁舎 4階 会議室2	9月10日(火)	南区合同庁舎 3階 講堂
5	9月26日(木)	南区合同庁舎 4階 会議室2	10月3日(木)	南区合同庁舎 3階 講堂
6	12月10日(火)	南区合同庁舎 4階 会議室2	12月17日(火)	南区合同庁舎 3階 講堂
7	2月17日(月)	南区合同庁舎 4階 会議室2	2月25日(火)	南区合同庁舎 3階 講堂
	全7回		全7回	

役員会は、5名の役員のみ出席します。

まちづくり懇談会... 2019年11月8日(金)午後7時から
南区合同庁舎3階 講堂

大野南地区地域ケア会議(地域づくり部会 大野南圏域)

- ・開催日程: 6/4、9/10、12/17、2/25の全体会終了後。
- ・まちづくり会議からの部会員(敬称略): 大木 恵、有泉健一、中島千尋、後藤一郎、
畠山秀美、中村洋子

大野南地区地域ケア会議(地域づくり部会 上鶴間圏域)

- ・開催日程: 6/17に上鶴間公民館で開催。第2回以降は後日調整・案内する。
- ・まちづくり会議からの部会員(敬称略): 古木幸一、渋谷典彦、青木智野、稲毛易子

大野南地区まちづくり会議会則

(名称)

第1条 本会議は、名称を大野南地区まちづくり会議(以下「まちづくり会議」という。)という。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、大野南地区のまちづくりについて地域活動団体が自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動を協働して進めることを目的とする。

(役割)

第3条 まちづくり会議は、以下の役割をもつ。

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 相模原市地域活性化事業交付金等の行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 地区内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- (6) 区民会議と協働したまちづくりの推進
- (7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項

(構成員)

第4条 まちづくり会議委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる団体から推薦された者及び公募による大野南地区内の住民で構成する。

2 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、公募による委員の任期は、委員を委嘱した日から翌々年3月31日までとする。

(役員)

第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名

(役員の仕事)

第6条 会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

2 会長は、全体会の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(役員を選出)

第7条 役員は、全体会において委員の互選により選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 まちづくり会議に次の会議を置く。

- (1) 全体会
- (2) 役員会
- (3) 専門部会
(全体会)

第10条 全体会は、全委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

2 全体会は、第3条の役割及び次の事項を処理する。

- (1) まちづくり会議会則を設け、又は改廃すること。
- (2) 役員を承認すること。
- (3) 区民会議への委員の推薦に関する事。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関する事。

3 全体会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の過半数の請求があったときに、会長が招集する。

4 全体会は、委員の定数の半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会長が全体会の表決が必要と認めた事項は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を処理する。

- (1) 全体会の運営に関する事。
- (2) 全体会から役員会に委任された事項に関する事。

(専門部会)

第12条 全体会が必要と認めたときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会を構成する部会員は、役員会で定める。

(会議の公開)

第13条 全体会は、原則公開するものとし、傍聴について必要な事項は、役員会で定める。

2 全体会の記録については、要点を記述した会議録を作成し、公開する。

(事務局)

第14条 まちづくり会議の事務局は、相模原市南区役所大野南まちづくりセンターに置く。

(委任)

第15条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

団 体 名	委員数
大野南地区自治会連合会	5
大野南地区社会福祉協議会	1
大野南地区民生委員児童委員協議会	1
女子大通り商工振興会	1
相模大野北口商店会	1
相模大野銀座商店街振興組合	1
相模大野南新町商店街振興組合	1
ポーノ会	1
大野南地区内小学校PTA	2
大野南地区内中学校PTA	1
学校法人相模女子大学	1
大野南地区老人クラブ連合会	1
相模原市立大野南公民館	1
相模原市立上鶴間公民館	1
地域医療機関	1
大野南地域包括支援センター	1
上鶴間地域包括支援センター	1
経験有識者	1
公募	2